

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年1月18日開催 日本証券業協会]

## 1. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが求められる。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、感染拡大防止に最大限努めつつ、必要業務を継続いただくようお願いしたい。

## 2. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR は、米ドルの一部テナーを除き、2021 年 12 月末に公表が停止された。大半の契約については 12 月末までに移行対応が完了されているものと認識しているが、一部の残存契約の適切な管理や、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- 移行が真に困難な契約について、やむを得ずシンセティック円 LIBOR を利用する場合には、2022 年末までの時限的措置であることにも留意しつつ、適切な顧客対応を行っていただきたい。金融庁としても、シンセティック LIBOR の利用状況や顧客対応状況の確認等、必要に応じてモニタリングを実施していく。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されている米ドル LIBOR の一部テナーについて、米当局は、2022 年 1 月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。

### 3. 「モデル・リスク管理に関する原則」の公表について

- 11月12日に、「モデル・リスク管理に関する原則」を公表。これは、G-SIBs・D-SIBsを対象に、モデル・リスクを管理する態勢の整備を求めるもの。
- モデル・リスクとは、モデルの誤りや不適切な使用に伴う悪影響のリスクを指す。モデル・リスク管理の必要性は、グローバル金融危機後に本格的に認識され、大規模な金融機関を中心に態勢の構築が進んできた。
- 足元では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、金融機関を取巻く不確実性の高まりは、過去に観測されたパターンが将来においても成り立つとは限らない事実を改めて認識させるなど、モデル・リスクの実効的かつ能動的な管理はますます重要となっている。
- こうした認識の下、金融庁はこれまで、モデル・リスク管理態勢の実態把握や金融機関との意見交換等を通じて、我が国におけるモデル・リスク管理のあり方について対話を重ねてきた。
- 原則の公表を踏まえて、リスク管理の高度化に向けて、引き続き、対話を実施してまいりたい。

### 4. 監督等行政の英語化の取組みについて

- 金融庁では、日本の国際金融センターとしての機能を更に強化し、高度な専門性をもった海外の証券会社等の日本市場への参入を更に促進するため、2021年6月に閣議決定された成長戦略などを踏まえ、これまで対象としていた投資運用業等に加え、第一種金融商品取引業についても、申請者が一定の条件を満たす場合に、登録申請等の書類を英語で作成・提出することを認める方向で検討を行っている。
- 今般、法令上それを可能とするとともに、具体的な申請者の要件や英語での提出を認める書類の範囲等を定めるための内閣府令の改正案及び金融庁告示案を作成し、パブリック・コメントを開始。

- こうした英語化対応は、協会とも連携の上で進めてまいりたいと考えており、新たに日本に参入する業者が協会に加盟する際や、当該業者の職員が外務員登録を行う際などには、協力をよろしくお願いしたい。

#### 5. REVICareer(レビキャリア)への登録について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリア)」)を、2021年10月1日より本格稼働させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリアに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行うもの。2022年1月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が閲覧できる機能をシステムに追加した。
- 資本金10億円以上又は従業員数2,000人超に該当する大企業は、レビキャリアを利用可能。レビキャリアに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただければ幸い。

#### 6. 金融庁の令和4年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和4年度の税制改正要望においては、
  - ・ 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
  - ・ 保険関係等について要望を行った。
- 2021年12月10日に公表された与党税制改正大綱においては、金融所得課税の一体化(損益通算範囲の拡大)について、「金融所得課税のあり方を

総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する」と記載され、今回の措置は見送られたが、

- ・ NISA 口座開設時のマイナンバーカード等の活用や税務手続きのデジタル化、
- ・ 新型コロナに関する特別貸付けにおける印紙税の非課税措置の延長、
- ・ 国際課税の整備に係る所要の措置（海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを明確化）、

など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

- なお、金融所得に対する課税のあり方については、税制改正大綱の中で、「一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う」と記載されており、この記載も踏まえ、引き続き議論させていただきたい。

## 7. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 220 件のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、

- ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
- ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケース

など制度改正に繋がっている例もある。

- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 8. 2022年の主要な国際動向

### 《サステナブル・ファイナンス》

- 2022年のインドネシア議長下でのG20でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えばG20傘下のサステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)では、2023年にかけて、わが国が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合(GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。トランジションファイナンスと定義されるローンの具体化など、評価手法を含めた実務上のあるべき考え方について緊密に情報交換させていただくことが、今後ますます重要になる。
- また、気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、4月末に中国・昆明で開催されるCOP15では生物多様性が議論される予定。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂(Diversity and Inclusion)の向上に関する議論も高まっている。

- こうした国際的な目線を組み立てていく議論は、実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性があることから、金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

#### 《ノンバンク金融仲介（NBF1）》

- 金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）では、2022年も引き続きノンバンク金融仲介（NBF1）に関する作業が優先課題として進められる予定。2022年においては、2020年以降行われてきた分析作業が概ね完了する予定であり、それらの成果を踏まえて、政策関連の議論に軸足が移っていく見通し。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、前回言及した通り、MMFの強靭性を向上させる政策オプションをまとめた最終報告書が2021年10月に公表され、G20首脳会議で承認された。我が国としても本報告書を踏まえた対応が必要であることから、市場関係者と緊密に連携して取り組むので、協力をお願いしたい。
- また、MMF以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクト、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、2022年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が2021年10月26日に公表された。市中協議に対するコメント期限は2022年1月26日まで延期されたので、引き続き内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

#### 9. IOSCOの「投資ファンド統計報告書」について

- IOSCOは、2022年1月4日に「投資ファンド統計報告書」と題する年次報告書を公表した。

- 本報告書は、2020年の投資ファンド業界のグローバルなトレンドについて、各当局からデータを収集し、IOSCOが分析したもの。ヘッジファンド、オープン・エンド型ファンド、クローズド・エンド型ファンドの3類型について、レバレッジや流動性の分析結果が紹介されている。
- 本報告書は、2020年1月1日から同年12月31日のデータを基にIOSCOが初めて作成を試みたもの。今後、年次プロジェクトとして毎年、データ収集・分析作業を行い、内容の精緻化及び充実化を図っていく予定。今回は、データの適時の入手に係る制約などの観点から金融庁からのデータ提出は見送ったものの、今後、金融庁も本プロジェクトに参画できればと考えている。
- 興味深い内容が含まれており、一読いただければ幸い。

(以上)